

第19 保安検査時期変更承認申請

(危険物令第8条の4、危険物規則第62条の2)

1 保安検査時期変更承認申請に必要な書類

- (1) 保安検査時期変更承認申請書（危険物規則様式第29）
- (2) 必要に応じて内容を確認できる資料を添付すること。

2 事務処理実施上の留意事項

- (1) 危険物規則第62条の2第2号の「保安上の必要」には、特定屋外タンク貯蔵所の所有者が当該貯蔵タンクの保守管理上必要が生じたと判断した場合も該当するものであること。
- (2) 危険物規則第62条の2第3号の「危険物の貯蔵及び取扱いが休止」となった場合は、次によること。
 - ア 現場調査を行い、休止措置（危険物の除去、危険物の誤流入防止、休止の旨の掲示）の確認を行うこと。
 - イ 「危険物製造所等使用休止・再開届」を併せて届け出ること。
 - ウ その他、運用については、「危険物の貯蔵及び取扱いを休止している屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所についての運用に係る留意事項について」（平成21年10月27日消防危第193号）によること。
- (3) 危険物規則第62条の2第4号の「使用の状況（計画を含む。）等に変更が生じた」には、貯蔵する危険物の種類を変更する場合も含めるものとする。
- (4) 危険物令第8条の4第5項の事由が発生した場合は、直ちに臨時保安検査の申請を行うとともに、内部開放を行うこと。
- (5) 臨時保安検査を行った特定屋外貯蔵タンクは、保安検査済証が交付されるまでの間、当該タンクの使用はできない。

第19の2 特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請

(危険物令第8条の4、危険物規則第62条の2の3)

1 特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書に必要な書類及び編さん

特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書に必要な添付書類は、次のとおりとし、編さん順序は、必要な添付書類の掲載項順に編さんすること。

(1) タンクの腐食防止等の状況に関する申請及び危険物の貯蔵管理等の状況に関する申請の共通書類

ア 特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書（タンクの腐食防止等の状況）（危険物規則様式第26の2）又は特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書（危険物の貯蔵管理等の状況）（危険物規則様式第26の3）

イ アスファルトサンド等の敷設又は電気防食措置の設置等、タンク底部外面の腐食防止措置に関する施工図面

ウ アニュラ板等の側板外面張出し部における雨水浸入防止措置に関する施工図面

エ 第3章第13「特定屋外タンク貯蔵所の内部点検及び補修に関する指針」の内部点検要領に基づいて行われた点検資料

オ タンク本体（底部板及び側板に限る）の現状を示す図面

カ タンク本体の経年（3年間以上）沈下量測定記録と測定時の液面高さを示した書類

キ 過去1年間の教育訓練実施記録及び施設の巡視・点検記録並びにこれらの実施計画、実施要領を記載した書類

(2) タンク腐食防止等の状況に関する申請の場合

ア 「特定屋外貯蔵タンク内部の腐食を防止するためのコーティングに関する指針について」（平成6年9月1日消防危第74号）別紙1及び2に基づくチェックリスト

イ 危険物保安技術協会が実施する屋外貯蔵タンクのコーティング管理技術者に対する講習会の修了証写し等、コーティングの施工に関して専門的技術及び経験を有すると認める事のできる書類

ウ その他

(3) 危険物の貯蔵管理等の状況に関する申請の場合

ア 貯蔵危険物の水分管理要領及び管理記録書類

イ タンク材料に対する腐食性の有無が確認できる書類

ウ その他

(4) 危険物保安技術協会の技術援助を受けた場合

ア (1)アの書類

イ 「タンク開放周期の個別延長に係る技術援助報告書」の写し

ウ その他

2 事務処理上の留意事項

(1) 保安検査時期延長申請は、保安検査のたびに申請するものとし、保安検査後速やかに提出すること。

(2) 当該特定屋外タンク貯蔵所の維持管理に起因する事故の発生等、危険物規則第62条の2の2に掲げるいずれかの要件が欠けた場合、又は危険物の貯蔵管理等の状況が良好なことにより内部点検の時期延長が認められた特定屋外タンク貯蔵所の中途での油種、管理方法等の変更が生じた場合等は原則として当該延長は取り消されること。